



平成23年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス  
代表者名 代表取締役社長 塩 井 辰 男  
(コード番号：9945 東証第一部)  
問合せ先 経営管理室長 丸 山 俊 也  
( TEL : 092 - 452 - 3678 )

### 訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社を被告とする損害賠償請求訴訟に関して、平成23年2月23日付で鹿児島地方裁判所による判決言い渡しがありました。原告である(株)鹿児島食品サービスより、同判決を不服として平成23年3月4日付で控訴の提起がなされ、本日控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 控訴を提起された年月日及び裁判所

- (1) 年 月 日： 平成23年3月4日（控訴状送達日 同年4月21日）  
(2) 裁判所名： 福岡高等裁判所宮崎支部

#### 2. 控訴を提起した者

- (1) 商 号 (株)鹿児島食品サービス  
(2) 所 在 地 鹿児島市荒田一丁目7番16号  
(3) 代表者の氏名 代表取締役 渡邊 茂樹

#### 3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す  
(2) 被控訴人は控訴人に対し、4億2052万1537円とこれに対する平成21年7月8日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え  
(3) 訴訟費用は、第1審、2審とも、被控訴人の負担とする

#### 4. 一審における訴訟内容

##### (1) 訴訟の経緯

本訴訟は、平成21年6月23日付（訴状送達日は同年7月7日）で株式会社鹿児島食品サービス（以下、原告）が、原告と「ほっかほっか亭」加盟契約を締結していた鹿児島県内の加盟店（35店舗）が、当社が「ほっともっと」を創設した際に当社の加盟店になったことにより生じた損害に加え、当社が行った新規出店により原告及び原告の加盟店の売上が減少したことにより生じた損害を主張し、当社に対し損害賠償総額420,521,537円を請求するものとして提起されておりましたが、鹿児島地方裁判所は、平成23年2月23日付で当社の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却する当社全面勝訴の判決を言い渡しました。

##### (2) 判決の内容

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

#### 5. 今後の見通し

当社は、一審判決で当社の主張が全面的に認められたように、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以上